

学力に関する証明書について

- ① 学力に関する証明書は、新たに教育職員免許状（以下、教員免許状）を取得する際などに必要となる、申請に必要な修得科目及び単位数等を証明するものです。
在学時に修得した全ての単位の記載が必要な場合は、成績証明書をご申請ください。
- ② 学力に関する証明書は免許種（校種・教科）ごとに発行します。
例えば中高一種・国語の証明書が必要な場合、「中一種（国語）」と「高一種（国語）」を各1通（計2通）ご申請ください。
※所属していた課程等によって必要な種類や数が異なりますので、必ず提出先に確認の上ご申請ください。
- ③ 特に申し出がない場合、現在の教育職員免許法（新法）に基づき証明書を発行します。
在籍当時の免許法（旧法）による証明書発行を希望される場合は、申請画面内郵送オプションの「備考」欄にその旨を記載してください。なお、新法と旧法のどちらで発行する必要があるかについては、ご自身で提出先の教育委員会等にお問い合わせください。

【注意事項】

※お支払い済みの手数料等はいかなる理由があっても返還しません。

※教員免許状を発行しているのは都道府県教育委員会です。教員免許状の相談は都道府県教育委員会にお願いします。